

# 日本の産業革命期を中心とした「工場」に関する 統計資料とその活用方法について

葛西 大和

(山形大学教養部地理学科)

## 1. はじめに

本稿の目的は、日本の産業革命期を中心とした研究を発展させる上で回避することのできない「工場」資料の活用をはかる立場から、日本の近代における工業統計調査の沿革を明らかにすることである。近代の工業生産を特色づけている工場制生産が、日本の工業統計調査の歴史の中でどのように把握されてきたかを明らかにすることは、「工場」統計を利用するための前提条件となるからである。検討の期間は、明治初年から大正中期にいたるほぼ半世紀あまりとする。したがって、それは、通説的な見解によって採用されている日本の産業革命期を中心として、その前後の期間を含むものになる。ところで、工業統計調査の沿革を振り返ることによって、「工場」統計の信頼の度合いを明らかにすることができるので、本稿の後半部分では、個別工場を全国的に収録し、工業統計資料としての価値も格段に増している、『工場通覧』を基礎資料とした工場統計の活用を試みている。日本の近代化過程の産業発展にみられる地域差を解明する上で、「工場」統計が有効な資料となりうるかどうかを確認することがその狙いである。

さて、近代の工業生産を代表するものは、原動機を導入した動力化した生産施設であるが、工業のすべての部門でこうした動力化が一律に進展する訳ではないので、一般に、工業統計における工場は、一定の基準を満たすものとして規定されることになる。その基準は、大抵の場合において、生産施設の大きさを表現するものであり、職工数もしくは資本金が、通例使用される。したがって、一定の条件つきで工場として認定できるという意味を込めて、「工場」の標記がなされる場合が普通である。日本における「工場」調査の沿革に関しては、生産統計の発達の中かでこれを問題にした、日本統計研究所編（1960）になる先駆的な研究成果がある。この研究は、日本の近代の産業研究をすすめるにあたり、必読の文献となっており、日本の資本主義の再生産構造を把握するための基礎統計を整備することを目指した、塩澤君夫他編（1973）の研究にも貢献している。日本の「工場」調査の発達と変遷の過程を、初めて、系統的に整理したこの研究は、今日においてもなお、日本の近代の工業統計調査の概要を最も詳細に紹介したものとして、その意義を失っていない。しかしながら、それ自体は、日本の工業統計調査の発達過程を追跡することに力点を置いてい

るために、日本の近代の「工場」統計全般についての検討を行っていない。別な言い方をすれば、『日本統計発達史』の記述は、明治以降の「工場」調査の変遷を利用者のために解説することを意図しているのもであって、『工場通覧』をはじめとする「工場」統計の活用方法を提示することを目的としていないということである。本稿の立場は、これとは逆に、日本の産業革命期を中心とした研究に「工場」統計を積極的に取り入れるための方法的工夫を行うために、その前提として、日本の近代の工業統計調査の沿革を検討するものである。

## 2. 工業統計調査の沿革と主要工業統計

### (1) 明治初年の物産調査

日本の近代的工業統計調査のスタートが、「物産調査」という生産高の調査をもって始められたこと、そして統計資料として未だ多くの欠陥をもちながらも北海道を除く府県について全国物産の総目録が『府県物産表』の形態をとって明治6年と7年に関して編集されたことは、すでにあまねく知られている。

明治3年9月の民部省達第623号「府県管内物産取調」は、「山川海陸ノ物産並人工ニ係リ候品類トモ其管内取調不洩様記載可致事」と、29品目の府県単位の調査を指示している。これは、近代日本における最初の全国的な生産統計調査であった。民部省の廃止にともない、府県物産の調査は、その後、大蔵省に移管となり、明治5年3月の大蔵省第37号は、「別紙雛形ノ通年々産出ノ総計取調翌正月限可差出事」と、府県管内「産物表」雛形の改正を指示している。これにより、46品目に調査対象が拡張されたほか、「右名目ニ不拘品ニテモ其土地出産ノ品物無遺漏取調可申事」とあるから、形式の不揃いはいはあるとはいえ、調査対象品目は事実上すべての産物に拡大されたことになる。しかも、米麦と雑穀類については、「自用費消」と「他国輸出」の区分が付け加わっており、国と郡単位の主要穀物の生産高と消費高と流通高を把握しようとする意図を窺うことができる。その他の産物については上記区分に準拠した正確な数字の記載を義務づけていないが、いずれの場合も、統計の調査単位は国郡レベルと指定している。明治3年の調査が「府県」を単位とする調査であったことを想起するならば、新しい通達は、なお数量調査に限定されているものの、日本全国の物産に関する総目録の作成を企図したものといえる。

物産取調べのための事務局は、大蔵省から新設の内務省にさらに移管替えとなり、明治7年7月の内務省布達甲第18号により「物産表差出方」の改正が通達される。改正の要点は、明治5年3月の改正によって指示された「自用費消」と「他国輸出」という区分の廃止と雛形の改正に関するものであった。「物産ノ数量並元価明瞭ナラサル廉モ有之候ニ付最前布達置候内自用費消他国輸出ノ区分ハ相廃止右ニ拘ハラス其地生産物品多寡元価等追加書式雛形ノ通無遺漏取調年々翌三月限可差出候」とあり、各府県が提出すべき「物産取調書」の雛形に

よると、「生産物部類」は、穀類、米穀質并ニ澱粉類、醸造物類、園蔬類、種子并菓実類、柑類、薬種并製薬類、油蠟類、禽獸類、虫魚甲貝類、海藻類、菌蕈類、飲料及食物類、煙草類、金銀銅鉄類、玉石礧土類、糸綿麻類、縫織物類、皮革羽毛類、紙類、文具類、氈席類、諸機械及農具工具鉄銅具類、染具塗具及絵具類、化粧具類、漆器類、陶器類、籐竹蔑器類、桶樽類、戸障子箱指物類、竹木類、網縄類、肥料及飼料類、金銀玉珠石其他諸金属細工類、甲介角牙爪骨細工類、羽毛皮鬣細工類、武具馬具靴類、小兒玩物類、硝子細工類、絹綿毛織細工類、扇団扇蓑笠油衣類、傘類、楽器類、麦藁細工類、薪炭類の45類に分かれたれ、例示品目の数はほぼ400品目に達している。明治7年の通達が、地方物産の数量調査と同時に金貨に換算した当該物産の合計金額である通貨調査を府県に要請していることは、府県物産表の作成に対する政府の並々ならぬ姿勢を示している。「地方物産取調ノ儀ハ最經国ノ要務ニシテ既ニ大蔵省布達ノ旨モ有之候處猶今般本省布達相成候儀ハ抑物産ノ多寡ヲ詳ニシ人口ノ増減ヲ明ニシテ以テ地方ノ盛衰ヲ量リ盛ナルモノハ之ヲ賛成シ衰ルモノハ之ヲ挽回シ適宜ノ處分可致ハ素ヨリ当然ノ要務ニ候處右物産取調ノ旨趣或ハ貫徹致サス却テ税額ノ増減ニモ關涉致スヘキト無謂忌疑ヲ抱キ取調方自然不都合ヲ醸シ候向モ有之哉ニ相聞ヘ以ノ外ノ儀ニテ如此上下手数ヲ費シ候ハ第一皇国物産ノ全量ヲ表シ漸次富饒ノ實ヲ驗シニハ各地方ノ盛衰ヲ詳ニシ三ニ八年々歳々各府県物産ノ多寡ヲ比較シ人民ノ勉否ヲ照考シ四ニハ各地諸物ノ有無ヲ通知シ貿易ノ標目迄総テ一目瞭然ノ表式ヲ編製シ歳次公告相成ルヘキノ要具ニ候」と、本調査の趣旨を説明し、各府県に対して各郡各区の「物産表」調査を指令している。

なお、現存している最古の全国的生産統計となる明治六年の『府県物産表』が過渡的な性格をもつのは、統計調査が明治5年と7年の二度の通達に影響されているからである。各地方における数量単位の不揃いと、それに由来する物産1単位あたりの価格の不統一性のため、地域間比較は多くの問題を含んでいるにもかかわらず、明治七年の『府県物産表』が、そのための基礎資料として、山口和雄(1956)や古島敏雄(1961, 1963, 1966)の研究に代表されるように、しばしば、これまでも利用されてきたのは、これが事実上、日本で最初の全国スケールでの物産価格が調査された統計であったからである。

明治10年8月の内務省乙第72号達は、「物産表ノ儀ハ品類繁雜ニ涉リ地方ノ勞費ヲ増シ候ニ付今般更ニ改正」する旨を通達し、同時に、今後は「一般生産ニ緊要ナル農産物ヲ選ヒ種類節減表式」に改めることを規定し、「物産表」に代わり「農産表」の編成を指示している。例言にいわく、「農産表ハ全国必要ナル農業上ノ産出物ニ就テ其播種地、産額通貨ノ増減ヲ徴センカ為ニ編成」するものであり、物産の種類は、これを「各地一般ニ耕種スル日用食料ノ要品」である「普通物産」(14種)と「産出ノ地方限リアル」 「特有物産」(28種)の二種類とする。生糸類・紙類・製茶といった工産品の一部が、「特有物産」としてここでの調査対象となっているものの、すべての物産、したがって農産加工品以外の工産物を調査の範囲に含めていた物産調査の性格はここに薄れ、

事実上、農産調査となった。各府県が、明治8年以降についても、「物産表」の編成を継続して実施していたとすれば、「物産表」の提出期限が翌年三月であること、そして内務省乙第72号達の日付が明治10年8月であることから、少なくとも、明治8年については『府県物産表』が作成されていてもよいことになるが、物産の「概表」以外は今日なおその存在を確認できていない。一方、「農産表」は、『全国農産表』あるいは『農産表』の名を冠して、明治9～15年の期間について刊行されている。

なお、本稿で引用しているところの、工業統計調査に関連した規則ならびに事項は、すべてこれを、内閣官報局編の『法令全書』各年度版と、農林大臣官房統計課編（1932）の『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』を資料としていることを付記しておきたい。

## (2) 農商務省の設置と「工場」調査の開始

太政官第25号達（明治14年4月7日）によって農商務省の職制と事務章程が定められ、「一般統計表編製ノ材ニ供スルタメ農商工ノ盛衰、郵便ノ増減、物価ノ高低、内外貿易ノ景況、及山林ノ調査等ニ関スル文書ヲ採集」する事務は、農商務省の所管となった。

農商務省は、「農商工山林ノ盛衰消長ヲ詳悉スヘキ為メ生産消費ノ数量ヲ調査スルハ勸業ノ要務」であると認識して、明治16年12月に「農商務通信規則」（農商務省達第21号）を制定した。この規則は、「定期報」と「臨時報」の二種の通信を各府県に対して義務づけている。「農商務通信規則」に則って作成された工業に関する通信事項と付録表式が、各府県に通牒されているが、通信すべき事項として、「工場」・「品目」・「職工賃銀」・「職工人員」・「工業景況」・「工夫負傷及機械毀損」・「工事ニ関スルモノ」（「工業者同業組合又ハ其協会等ノ興廃及工業ニ関シ緊要ナル事項」）の7項目が挙げられている。調査対象は、製糸、織物、編物、莫大小、畳表、紙類、金属器、金玉器、陶器、磁器、瓦類、七寶器、漆器、角甲牙器、醸造物、油類、化学上製品、製革及革具、缶詰、機械、船舶、車、活字版類、此他著名ノ工産物、の24品目群となっている。「農商務通信規則」が、近代的工業統計調査の端緒であるといわれる理由は、「職工拾人以上ヲ使役スル工場」について「蒸気機関ヲ用フル工場」と「水車ヲ用フル工場」と「蒸気機関及水車等ヲ用ヒサル工場」に分けて、工場の名称、工業の種類、資本金、役員、役員給料、職工数、職工賃銀、就業日時数、原料価、雑費、製造品（数量・価格）、使用する機関と機械の台数・能力、使用した石炭と薪の数量・価格についての調査を特別の扱いとし、これらを毎年の調査として、その報告を義務づけている点に示されている。明治16年以降の調査は、明らかに、「物産表」における生産高調査もしくは物産の通貨調査とは異なり、使用する機械、原料ならびに労働力といった、いわば生産の基礎的条件を含めたものとなっている。

すでに、内務省が、「全国拾人繰以上器械製糸所」の調査を明治12年6月に

実施し、また、各府県においても「製糸器械場」や「製作工場」についての調査をすでに実施していたけれども、10人以上の規模をもって「工場」とするという工業調査の方式は、明治16年に初めて規則として確立したといえる。その結果は、各府県の様式はなお一定したものとなっていないが、『府県統計書』とその類書、あるいは明治19年6月に創刊された『農商務統計表』に収録されている。

ところで、明治16年の規則に則り、初めて要請されたこの「工場」に関する調査は、明治19年3月の農商務省令第1号「農商務通信事項様式」の規定により、工場名称、所在地、製造品、使用機関の種類、職工延人員、資本金、経費、収入、製品の製出高と代価、についての「工場表」と「工場ノ製品及代価表」の調査に変更され、内容は大幅に簡略化された。明治19年の「農商務通信事項様式」はまた、「諸製造ノ為ニ工場ヲ設ケ二人以上資本金ヲ併セ職工雇人ヲ合シ十人以上ヲ使役スル会社、組合、製造所及ヒ一己人ノ資本金ヲ以テスルモ十人以上ヲ使役スル工場」については、「工業諸会社及諸製造所表」の調査対象となることを規定し、工場名称、営業種別、所在地名、操業年月、支店数、資本金、株主人員、職工、雇人、蒸気機関（数・馬力）、水車（数・馬力）、営業収入金、営業支出金、を調査項目に指定している。したがって、工場に関する調査は、「工業」と「会社」の二系統で行われることになった。ところが、工場調査は、明治22年4月の農商務省訓令第26号に規定する統計部の改正により、さらに変更を加えられることになった。改正点は、「工業」系統の「工場表」と「工場ノ製品及代価表」を削除し、「会社」系統の調査を「諸会社及諸製造所」に改めるかたわら、「諸製造ノ為ニ工場ヲ設ケ千円以上ノ資本金ヲ以テ職工ヲ使役スル会社組合製造所及ヒ一己人ノ資本ヲ以テスルモ亦千円以上ニシテ職工ヲ使役スル工場」へ調査対象を変更していることである。調査項目については、明治19年とほぼ同様である。明治22年の改正は、「工業」系統の工場調査を削除したために、明治16年に企図された職工10人以上工場の調査の連続性を途絶えさせることになった。明治22年の改正による調査以降、職工数を基準とする工場調査に再び復帰する明治27年の改正にいたるまでの明治20年代の工場調査は、資本金を基準にした調査であった点で、特異である。

すでにみたように、明治16年12月の規則は、当時としてはあまりにも詳細な内容についての調査を企図したものであり、そのことが、結果としては、明治19年の簡略化と明治22年の改正を招いたともいえる。時期尚早で定着しなかった明治16年の工場調査の精神は、明治27年3月の農商務省訓令第14号によってようやく現実のものとなった。これは、明治27年の「農商務統計様式」の改正要旨に、「工部」（製造及工業）における改正の要点は、「各種工業ノ調査ニ製造戸数並ニ製造器具器械ノ科目ヲ加ヘタルコト是ナリ此等ハ各種工業ノ成立スル要素ニシテ其増減ハ以テ斯業ノ消長ヲト知スヘク又以テ斯業ノ従事スル勞力資本ノ如何ヲ察スルニ足ルモノナレハナリ」という説明があることによって証明される。具体的にいえば、明治27年の改正は、工場調査に関して、「工場票」

をもって調査するという画期的な方針を採用している。この「工場票」には、「工場所有主ノ会社タルト一個人タルトニ関セス職工十人以上ヲ有スル総テノ工場」に調査が適用されることが明示しており、「鉱山及鉱物精錬所及醸造所等」もまた調査の対象に含められた。ところで、「工場票」への記入項目は、工場名称、工場所在地名、持主名、創業年月、製造品種、職工人員、原動力の種類別（蒸気力・電気力・水力）機関数と公称馬力からなっている。

この「工場票」は、明治32年の農商務省訓令第34号（明治32年7月）によって改正され、記入項目として、一箇年間執業日数、一日就業時間、職工及徒弟人員・日雇労働人夫（いずれも14歳以上と14歳未満に区分）ならびに職工一日一人あたり賃銭、を追加した雛形になっている。工場調査ならびに「工場票」は、明治37年9月の農商務省訓令第11号によってさらなる変更が加えられている。ここでは、「工場所有主ノ会社タルト個人タルトヲ問ハス職工及徒弟ヲ通算シ十人以上ヲ有スル総テノ工場」が調査対象になる、と規定している。明治27年以来の調査対象は「職工十人」の工場であったから、「職工及徒弟ヲ通算シ十人以上」の規定は、原則の変更である。記入事項については、石炭消費高を追加した以外は、明治32年の改正を踏襲している。ただし、原動機の種類を「工場票」に、汽機、瓦斯発動機、石油発動機、西洋形水車（タービン式・ペルトン式）、日本形水車、発電機、其他、に区分を明示している点が異なる。「工場票」調査は、明治41年12月の農商務省訓令第33号による統計様式の改正にともない、さらに調査項目に関連した変更を実施している。電動機の項が、「自家発電」と「他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノ」に細分されたこと、そして、調査票の裏面に、当該工場で製造している製品ごとの数量と価格を「製造高」として記入することが新たに指示されている点、この二点が、明治37年の調査項目との違いである。

以上を要約すれば、明治16年に企図された「工場」調査は、調査対象規模を職工数10人以上と規定している点で、明治22年の改正から27年の改正までの期間を除いて、明治37年の改正まで共通していることになる。しかしながら、明治37年以降の調査基準は、それまでの、少なくとも「工場票」を採用した明治27年以降の基準であった「職工」10人ではなく、「職工及び徒弟」を通算して10人とするものとなった。したがって、明治37年以前と以後の統計は、統計資料としての連続性を欠いている。明治16年の規則制定から明治41年の改正にいたる期間の、調査対象や調査基準に関する頻繁な変更が、日本の近代化の過程における「工場」統計の時系列的比較を困難にしている。

### (3) 工場統計の整備と『工場統計表』の編集刊行

明治42年は、日本の工業統計調査の歴史上とくに記憶すべき年である。すなわち、明治42年11月の農商務省令第59号によって、「工場統計報告規則」が定められた年にあたる。この規則は、第一条に「工場ニ於テ直接作業ニ従事スル者平均一日五人以上ヲ使用スル工場主ハ地方長官ノ配付スル別記様式ノ工場票

ノ該当欄ニ每五年十二月三十一日現在ニ依リ調査記入シ翌年二月末日迄ニ所轄地方長官報告スヘシ但シ鉱業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」、第三条に「第一條ノ報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者ハ二十五円以下ノ罰金ニ処ス」と、規定している。この条文に明記されているように、明治42年の工場調査は、明治16年の「農商務通信規則」あるいは明治27年の「農商務統計様式」の改定に基づいて実施されてきたこれまでの工場調査とは異なったものである。「工場票」を使用している点、そしてその様式が類似している点では、共通性が認められるが、明治42年の工場調査を規定した「工場統計報告規則」は、以下の点に関して、以前の工場調査と性格を異にしている。第一に、調査の対象となる工場の範囲が異なる点である。そして、鉱業は調査の対象外に置かれている。第二に、これまでの調査員による調査記入方式ではなく、工場主本人の記入方式を採用している点である。しかも、偽りの報告に対しては罰則規定を用意している。第三に、調査を毎年ではなく、5年ごとに実施するという点である。

ただし、「工場票」の様式は、明治41年改正のものとは全く異なるわけではなく、基本的なところは連続性をもち、その様式を踏襲している。新たに付け加えられた事項は、平均一箇月間休業日数と一日休憩時間と技師技手其ノ他工場監督者ノ数、のみである。最も変更がある部分は、労働力に関する調査事項である。従来「職工及徒弟人員」と標記してあったものを、「技師技手其ノ他工場監督者」と「直接作業ニ従事スル者」に区分けするとともに、後者については、さらに、年齢区分を、14歳以上と以下の2区分から、20歳以上、20歳未満16歳以上、16歳未満14歳以上、14歳未満12歳以上、12歳未満、の5区分としている点である。その他の変更箇所のうち主なものは、「原動機」に関連した事項で、「汽機」の欄が、「汽機」と「蒸気タービン」に細分されていること、また、一日就業時間が、同じく「普通ノ場合」と「徹夜ノ場合」に細分されていること、そしてさらに「石炭消費高」が、「動力用」と「其ノ他」に区分されていることである。

「工場統計報告規則」は、その後、大正8年12月の農商務省令第38号によって、一部改正されているが、その改正は、「工場票」様式の変更である。明治42年の「工場票」と比較して、その雛形が大きく変更されていることが注目される。記入事項は、工場所在地と工場名と工場主名を別にすれば、創業年月、主要事業、一箇年間操業日数、原動機、一箇年間燃料消費高、事務員数、技術員及工場監督者数、直接作業ニ従事スル者、雑役ニ従事スル者ノ数、普通職工一人一日ノ賃金、職工一日就業時間、職工一日休憩時間、職工一箇月休業日数、一箇年間原料需要高、一箇年間製造高、の15項目である。見出しの呼称変更を無視すれば、最も目立った改正点は、原料の需要高（種類・数量・価格）の欄を新設していることである。それから燃料の消費に関して、石炭の消費高のみを調査していたものが、「石炭・骸炭・鉱油・瓦斯・木炭・薪」の数量と価格の調査を行うものに変更になっている。その他の主な改正点は、「直接作業ニ従事スル者」についての年齢区分を、20歳以上、20歳未満15歳以上、15歳未満

に変更していることと、「平均一日使用数」を新たに記入させている点である。「事務員数」の欄も、明治42年の「工場票」にはなかった項目である。

「工場統計報告規則」は、大正9年12月の農商務省令第43号によって、さらに改正され、この改正により、本規則に基づく工場調査は、ここに「毎五年」から「毎年」の調査に変更になった。したがって、『工場統計表』は、大正9年以降においては毎年次の調査となった。これに対応して、農商務省は、大正10年6月の農商務省訓令第8号により、明治27年に制定していた「農商務統計報告規程」と「農商務統計様式」を廃止した。これによって、工場調査は、「工場統計報告規則」に一元化された。それは、調査員方式による「工場票」調査の廃止を意味した。農商務省は、同時に、農商務省令第19号により、「農商務統計報告規則」を制定しているが、そこでは、もはや「工場票」の提出は、義務づけられていない。大正10年以降、「工場票」による工場調査は、「工場統計報告規則」による調査に一本化されるが、その後、大正10年12月の農商務省令第43号による改正と大正12年12月の農商務省令臨第15号による「工場統計規則」への規則名称の変更の中で継続されていく。大正10年の改正は、工場調査の対象を「一、職工平均一日五人以上ヲ使用スル工場 二、原動機ヲ使用スル工場 三、工場法施行令第三條ニ掲ケル事業ヲ営ム工場」に広げたことと、「実働時間別職工数」の項目を新設していることをその主な内容としたものである。大正12年の改正内容は、調査の対象を「常時五人以上ノ職工ヲ使用スル工場」に変更している点にある。

ところで、明治42年以降の期間については、「農商務統計様式」の廃止が決定されるまで、「農商務統計様式」による工場調査と「工場統計報告規則」に根拠をもつ工場調査の系譜の異なる二つの調査が並存していたことをさきに指摘した。それは、「工場統計報告規則」による工場調査が5年に1回と規定されているためでもあった。その調査の間隙を埋めるために「農商務統計様式」に基づく工場調査が必要であった。

この「農商務統計様式」に基づく「工場票」の改正は、大正3年11月の農商務省訓令第13号によるものが最後である。この「工場票」と明治41年の「工場票」との最も大きな違いは、「職工及徒弟人員」の項目に関してである。ここでは、「直接作業ニ従事スル者ノ数」と標記が変更になっている。明治42年の「工場統計報告規則」に基づく「工場票」の改正の影響を受けていることがわかる。また、年齢区分を14歳以上、14歳未満の2区分から15歳以上、15歳未満12歳以上、12歳未満、の3区分法を採用している点が、明治41年と異なる点である。それから、原動機の区分で、「汽機」としてあったものを「蒸汽機関」とし、その上で「往復動汽機」と「蒸汽タービン」にそれを細分し、さらに、「発電機」の見出しを削除してこれを「電動機」に編入している点が、変更になっている部分である。なお、参考までに、大正3年の「工場票」を系譜の異なる明治42年の「工場票」と対比すると、以下のような違いがある。明治42年の調査事項にある「平均一箇月間休業日数」・「一日休憩時間」・「技師技手



其ノ他工場監督者」・「発電機」、の各項目が、大正3年の「工場票」にはなく、また、職工の年齢区分と石炭消費高の内訳が、簡略化されている。要するに、大正3年の「工場票」は、明治42年の「工場統計報告規則」の影響を受けているものの、内容的には、明治41年の「工場票」に近いといえる。

### 3. 個別工場に関する資料とその利用法

#### (1) 個別工場に関する資料

前節においては、明治初年以降大正期にいたる日本の工業統計調査の大筋を統計調査の根拠となった規定もしくは規則に依拠しながら検討してきた。その結果、個別工場に関する調査が明治16年に企図されたこと、また明治27年からは調査委員による「工場票」調査を着手していること、そして、明治42年には従来の「他計式調査」を改め、これに代わって工場主が「工場票」に記入する「自計式調査」を採用したこと、同時に、調査対象をそれまでよりも規模の小さい工場まで広げるといふ、画期的な調査が開始されたことを明らかにした。

一定規模以上の作業場を「工場」とみなして、それを工業のすべての業種にわたって全国的に調査することを指示したのは明治16年であるが、それに先行して、日本の輸出品の大宗とさえ称された製糸の製造場についての調査が実施されていたことが、記録に残っている。「全国拾人繰以上器械製糸所」に関する、明治12年6月の調査がそれで、内務省『勸農局第四回年報』に、府県単位の製糸場の数字が収録されている。しかしながら、この時調査の対象となった器械製糸所の一覧については資料を欠き、その詳細を知ることはできない。製糸工場についてはすでに特別な関心が払われていたことは、後に言及する『工場通覧』の編集に先だつ明治28年11月に、農商務省農務局が『第一次全国製糸工場調査表』（明治26年調査）を刊行していることによっても知りうる。同書の緒言で明治21年調査との比較記述を行っているので、明治26年に先行する調査があったことになる。本調査表は、明治26年以降不定期に編集が続けられ昭和期にいたるまで刊行された「製糸工場」だけの工場一覧であった。

さて、「農商務通信規則」に基づく明治16年以降の工場調査は、明治19年6月に創刊された『農商務統計表』に明治17年分の結果が収録されているほか、『第八次農商務統計表』にいたるまで掲載されている。ところが、この一覧は全国の民間工場のすべてを収録したものでなく、各府県の統計書に基づくものでなければ工場生産の実態に近いものを正確に把握することができないということが、山口和雄（1956）の研究によって指摘された。すでに、みたように、工場に関する調査規則は、明治16年に通達があったとはいえ、各府県における調査態勢の確立は区々であった上に、しばしば規則改正を指示したことも影響してか、各府県における調査の足並みは揃っていない。実際、山口氏の研究においては、最も多くの府県が調査記録を残している明治17年を基準年として、各

府県においてその前後に調査された工場調査の結果を集めて、それらを基礎とした分析が行われている。

ところで、『農商務統計表』に掲載されている統計によると、「工場票」調査が開始された明治27年の工場数は、前年の3,019に対して5,985を記録しており、ほぼ倍の数を記録している。これは、明治26年までの調査が、調査洩れを避けがたかったかを示す証拠であるとともに、調査対象基準の不明確さを示す証拠でもある。すでに前節において指摘したように、明治16年以来、「工場」の基準は「職工拾人以上」であること、と規定されているが、明治19年には、「工場」の調査とは別系統で、「職工雇人ヲ合シ十人以上」を調査の基準とする、会社と製造所に関する調査が実施されていること、また、明治22年には、さらにその基準を資本金に変更するという基準の改定を行っていることもあって、明治19年から、「工場票」を使用した調査を始める前年の明治26年までの工場調査が、同一の基準にしたがっていた可能性は少なく、しかも、この間、調査洩れも相当の数に達していたであろうことを考慮すると、それらの調査結果が、当時の日本の工場制生産の到達水準をかなりの精度で把握していたかどうかについては疑問が残るところである。

ともあれ、「工場票」を使用した調査の開始にともない、調査の精度が格段に向上したであろうことは想像に難くない。農商務省商工局工務課は、その結果を『全国工場統計表』として、明治29年から33年分を編集して、刊行している。その例言によって、「職工十人以上」を工場の基準としていることが判明する。これらの統計表は、「工場票」調査に基づいて作成されたものであり、工業統計としての工場調査が新時代を迎えたことの表現でもある。ただし、この段階では、全国の工場の一覧ではなく、府県別・業種別・規模別の工業統計にとどまっている。

本格的な工場統計の調査と編集は、明治42年の『工場統計表』をもってその面期となすが、それに先行して、「職工十人以上ヲ傭使スル全国工場」を収録した『工場通覧』が、明治35年と37年と40年に関して編集されている。いずれも各年次の12月末日現在の調査であり、農商務省工務局工務課の手によって刊行されている。その根拠は「農商務省統計様式」であるはずである。明治16年に調査方針が打ち出されて以来およそ20年にして、ようやく個別の工場に関する一覧が編集されたことになる。工場名称にはじまり、工場所在地、工場主、製造品、創業年月、職工数、原動機、という「工場票」の中の限られた情報に関してではあったが、全府県についての工場一覧が編集されたのである。これまでは、『府県統計書』に収録されている個別工場に依拠しなければ、その全貌を把握できなかったこと、そして、府県によっては、すでに個別工場の一覧を府県統計書に収録していないことをあわせ考えると、工業統計資料としての『工場通覧』の価値は少なくないのである。それどころか、古島敏雄(1966)の産業史研究においては、明治37年の『工場通覧』が重要な基礎資料の一つとして縦横に使われており、本資料は、「農商務省統計様式」によって収集され

たその他の多くの関連の資料と組み合わせることによって、活用の幅を広げることができる資料である。

『工場通覧』は、その後、明治42年、大正5年、大正7～9年分について刊行されている。例言によると、大正7～9年分については、1月1日現在の調査であることが明記されている。この調査日は、事実上、その他の年度と同様に、12月末日現在とみなして構わないから、『工場通覧』は、実質的に、明治42年と大正5年と大正6～8年に関して編集されたことになる。明治42年を唯一の例外として、調査の対象は、「職工十人以上ヲ傭使スル各種ノ工場」とあり、そのまま読むと、「農商務省統計様式」に基づく調査結果であることになる。しかしながら、大正8年12月末日は、明治42年11月の「工場統計報告規則」に基づく5年毎の工場調査日にあたるので、実質的に大正8年の『工場通覧』は、その規則を適用して収集した資料のうちから、「職工十人以上」の工場を収録した可能性が高い。明治42年の『工場通覧』は、「工場統計報告規則」に基づいて調査した結果を収録したものである。「本書ハ明治四十二年十一月農商務省令第五十九号工場統計報告ニ依リ平均一日職工五人以上ヲ使用スル工場主ヨリ地方庁ヲ經由シテ報告シタル明治四十二年十二月三十一日現在ノ工場ニ就キ編シタルモノナリ」という例言の記載が、その証拠である。こうしてみると、明治35年以降編集された『工場通覧』の中では、この明治42年の『工場通覧』が、初めて、「工場統計報告規則」に基づく全国的な「工場一覧」であることになる。職工5人の規模まで調査の対象を広げていることが、明治42年の『工場通覧』の工業統計としての資料的な価値をさらに高めている。個別工場の一覧を収録しているもう一つの資料である『府県統計書』が、府県によっては、この時期の個別工場一覧を記載していないので、明治42年の『工場通覧』は、日本の工業統計として貴重な資料であるということになる。これと並んで、大正9年の『工場通覧』、正式には、『大正拾年拾壹月 工場通覧』が、工業統計として利用範囲の広い資料である。大正期に入って一層の工場制生産の展開をとげた日本の工業の実態がそこに反映されているからである。大正9年は、最初の本格的な人口統計調査である『国勢調査』が実施された年度にもあたり、この資料を工業の分析に利用できることも、大正9年『工場通覧』の資料的価値を高めている理由である。

## (2) 個別工場一覧の利用

これまでの検討によって、『工場通覧』は、日本の近代における工場制生産の進展の様相を把握するための工業統計として極めて貴重な資料であることを明らかにしてきた。なかでも新しい工場調査の方法を採用した明治42年の『工場通覧』と大正9年(実質的には、大正8年)の『工場通覧』は、工業資料としての信頼性を著しく高めているといえる。なお、『工場通覧』の工業資料としての性格や限界については、後藤 靖(1986)の解説を参照されたい。

ところで、工業資料としてその存在は早くから知られながら、『工場通覧』

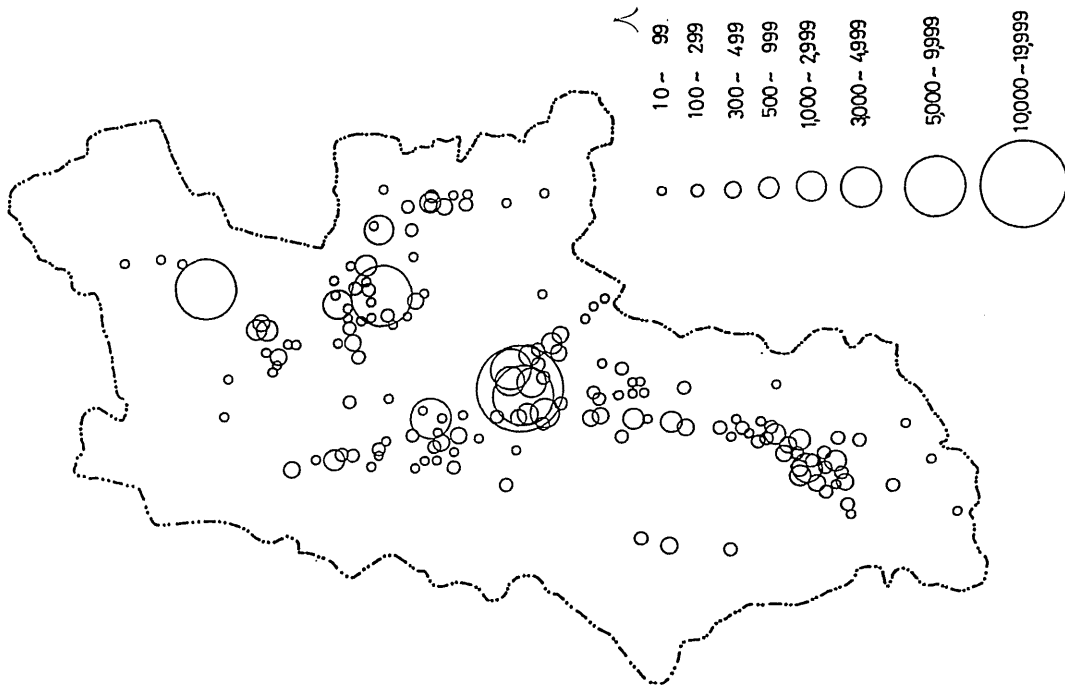
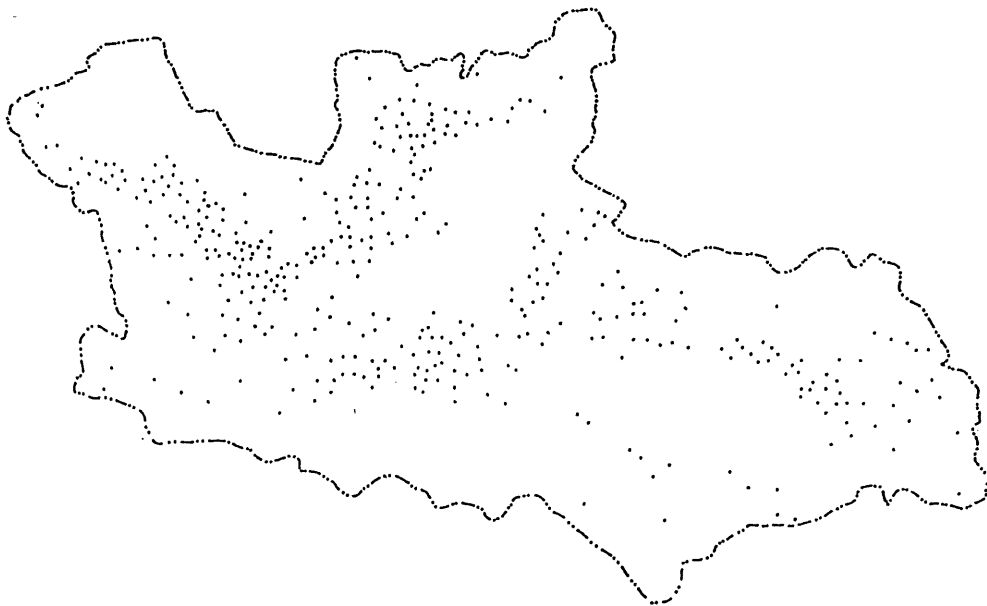
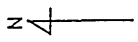
の全面的活用は、『府県統計書』の利用よりもずっと新しいことに属する。これを日本の近代の産業史研究に取り入れ、工業の各部門における工場制生産の進展状況あるいは個別産業に関する主要産地の動向を分析することによって、その利用範囲を大きく進展させたのは、古島敏雄（1966）の研究であり、そこでは、明治37年の『工場通覧』が利用された。その後、中島茂（1977）と葛西大和（1978 a,b）は、大正9年の『工場通覧』を、そして、最近では、大塚昌利（1993）が、明治42年の『工場通覧』を利用した研究を行っている。これらの研究は、いずれも、『工場通覧』を基礎資料として、全国もしくは特定府県における「工場」の地域的分布あるいは工場制生産の進展の度合いを検討の対象とした代表例であるが、この他にも、数多くの研究において、『工場通覧』は「工場」に関する情報を得るための基本的資料として利用されてきた。

さて、これまでの研究を通して、『工場通覧』は、その活用の幅を広げられたとはいえ、日本の近代における地域研究あるいは産業革命研究の範囲をさらに広げるためには、『工場通覧』の新しい活用法を考え出す必要がある。そうした試みを行うことが、本稿の残された課題である。

『工場通覧』を利用して作成可能な情報は、工場数・職工数・製造品・原動機使用の有無・原動機の種類に関してであるが、これらの属性は工場所在地と結びつけることによって、現実空間の現象としての意味を与えられる。

『工場通覧』に収録されている工場に関する情報は、もともと各府県の市区町村単位で把握されたものである。したがって、工場資料を活用するためには、その現象が発生している場所を正確に確定するという作業が不可欠になる。工場の所在地に関して、『工場通覧』の記載は一般的には、往時の市区町村までの明示にとどまる。地番が記載される場合もあるが、たとい、その表現があったとしても、それを手掛かりとして、個々の工場の地理的位置をかなりの厳密さで、確認できるという客観的条件は、日本の一部の地区にしか許されていない。それゆえ、ここでは、形式的な地域の中心的機関としての意味をもつ、市区町村の役所・役場の所在地を位置情報を代表させる基準として選択するという方法を採用する。

最初に、長野県を事例にして、『工場通覧』の工業資料を活用する方法について説明をしよう。第1-A図は、大正8年末現在の長野県下の市町村の役所・役場の位置を復元したものである。第1-B図は、これらの地点を中心とする円でもって、それぞれの市区町村の、同時点における製糸工場職工数を表現したものである。周知のごとく、長野県は日本で最も製糸業における工場制生産が進展したところであるが、職工数10人以上の製糸工場の成立が認められるすべての市町村についてその位置情報を地図に表現する場合には、100～150万分の1程度の縮尺が必要である。ある現象の表現にあたり、これらの縮尺より小さい縮尺の地図を使用する場合は、その縮尺に反比例して、地図への表現、したがって、判読は困難となるので、その場合には、表現を簡



第1-A図 長野県下の市町村の役所・役場所在地 (1919年、大正8年) 第1-B図 長野県下の市町村の製糸「工場」職工数 (1920年、大正9年)

略化しなければならない。

たとえば、製糸業の工場職工数（明治35年は2,481工場で126,535人、大正9年は3,089工場で292,048人）を、長野県に限定することなく、全国に拡張し、しかも、通常使用されている程度の縮尺の地図へ表現するとして、この問題を考えてみよう。第2-A図と第2-B図は、それぞれ明治35年と大正9年時点の製糸業における工場職工数を、第1図にならい、同じ方法で表現したものである。ただし、ここでは、工場職工数が一定規模以上に達している市町村のみを表現の対象に限定している。その理由は、500～700万分の1程度の縮尺の地図上では、明治35年現在ですでに1,201市町村（大正9年現在で1,281市町村）に達している職工10人以上の製糸工場所在市町村を、判読可能な条件で表現することは到底不可能だからである。縮尺を小さくすればするほど、それに応じて表現内容はますます大きなものに限定しなければならないから、地図に盛り込む情報量に応じて縮尺を取捨選択する必要がある。日本の主要製糸業地域を、ここに収録した程度の大きさの地図上に表現するのであれば、明治35年については、300人以上（59市町村）、大正9年については500人以上（111市町村）を基準とすれば目的を達成できるであろう。

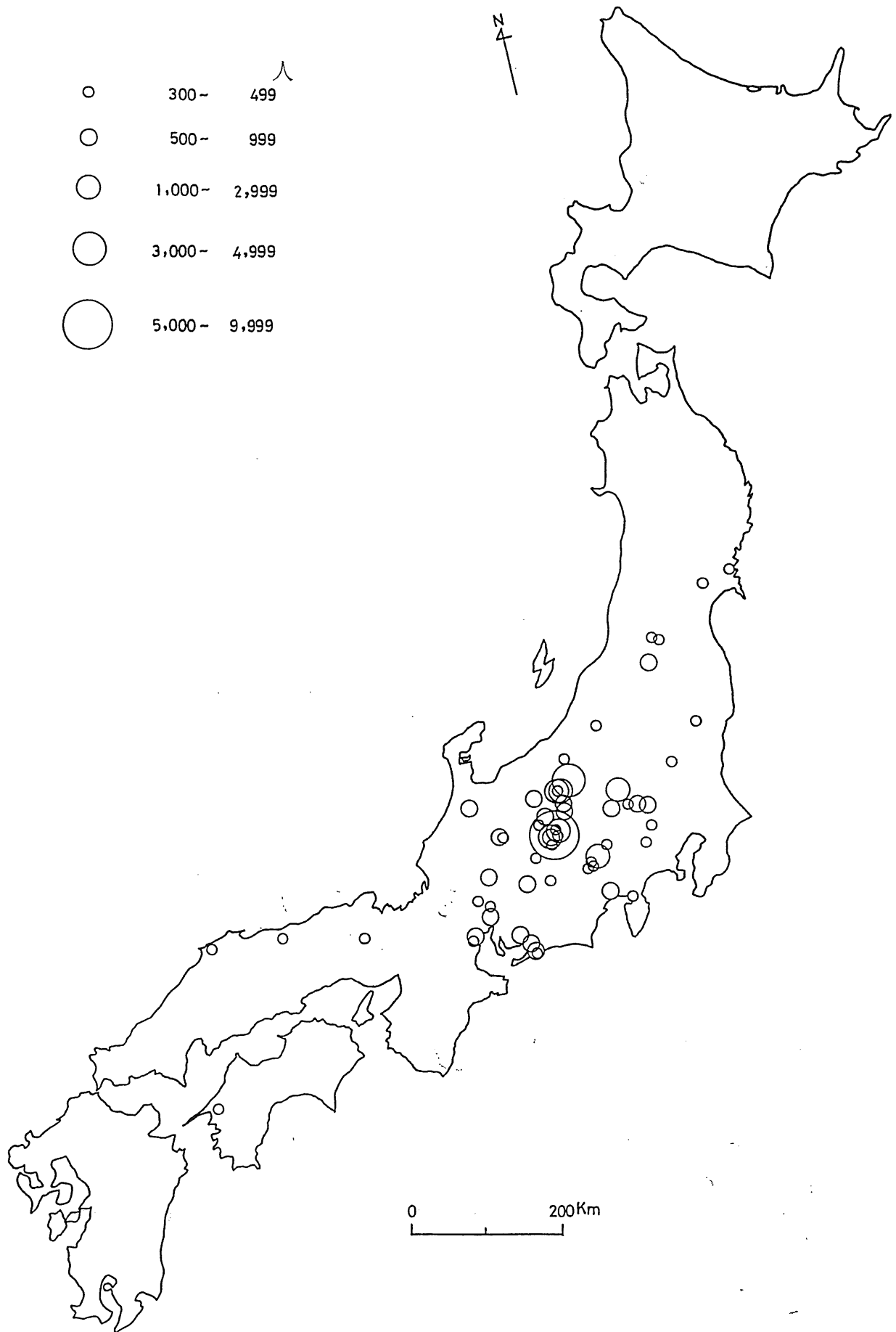
言うまでもなく、このような作業は、製糸業以外の他の工業部門にも拡張していくことが可能である。第3-A図と第3-B図は、「機械器具製造業」について同じ作業を試みたものである。

以上、本項においては、『工場通覧』に収録されている個別工場一覧を位置に関連させた情報として再編する方法を提示した。ここで示した作業をさらに重ねていくことによって、産業革命期についてはまだその全貌が明らかにされていない工業全体についての地理情報が得られることになる。

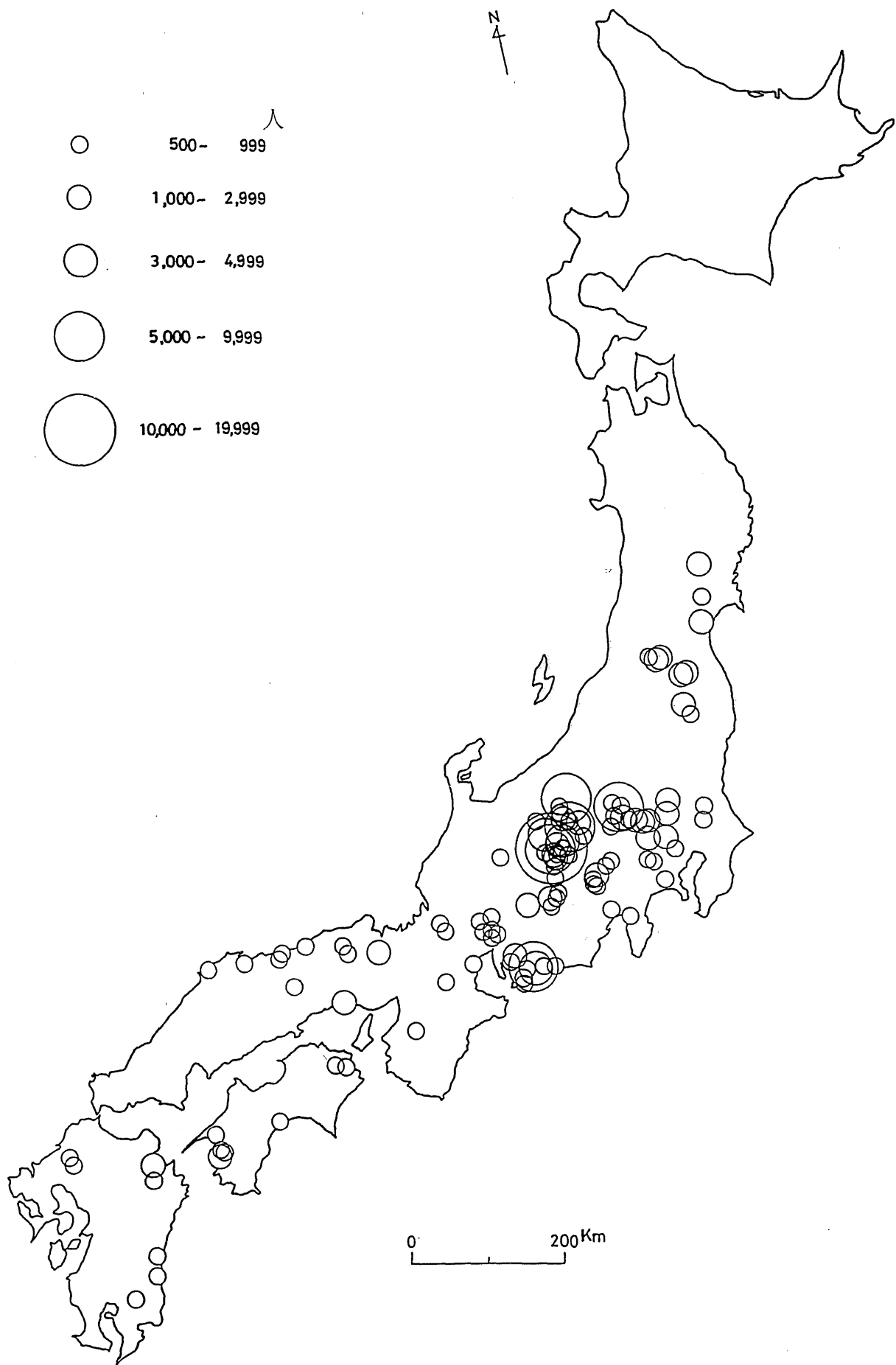
### (3) 日本の工業生産における「工場」生産の比重について

工場に関する個別一覧である『工場通覧』は、単独の資料としてこれを用いた場合でも、利用価値が高いものであることを、前項において示したが、ここではさらに発展させて、工業統計資料である『工場通覧』を、工業統計以外の資料と結合させて用いる資料の利用法について、一つの試みを行いたい。

ある目的で作成されたデータを、別の目的で収集された異種のデータと結合することは、多くの場合困難をとまなうが、データの接合を首尾よく行うことができれば、それは、資料の利用範囲を大きく拡張し、結果として、資料としての価値を飛躍的に高めることにつながる。工業統計資料である『工場通覧』は、生産に関する統計であるから、工業統計でなくとも、それが、工業生産の一側面を体系的に記録している資料であるかぎり、そうした異種の資料と結合できる可能性をもっているといえる。このような条件を具備した最も基本的な統計資料として、『国勢調査』の人口統計がある。そこでは、単に人口の動態のみならず、静態についての調査が実施されており、その一環と

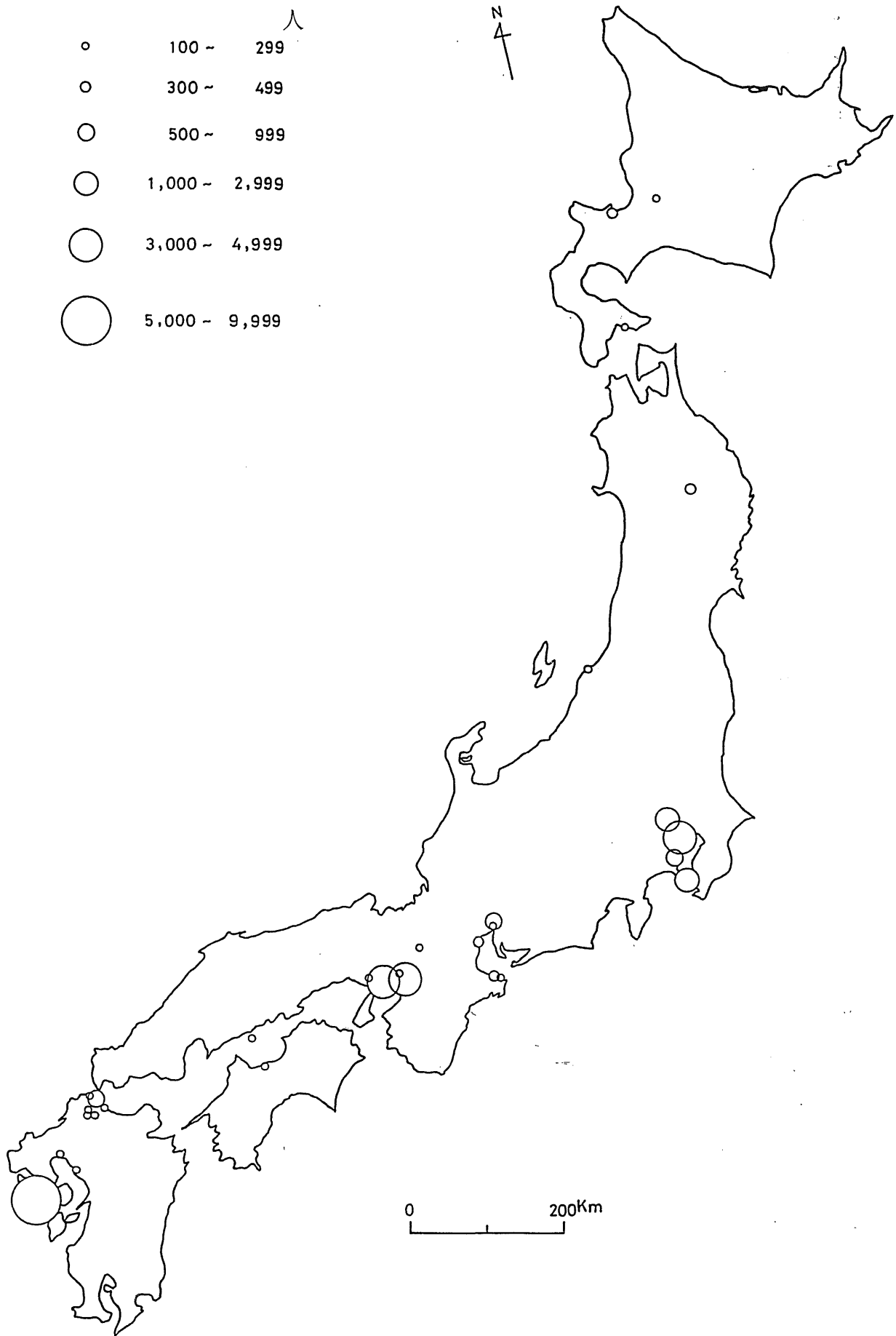


第2-A図 日本主要製糸業地域（1892年、明治35年）

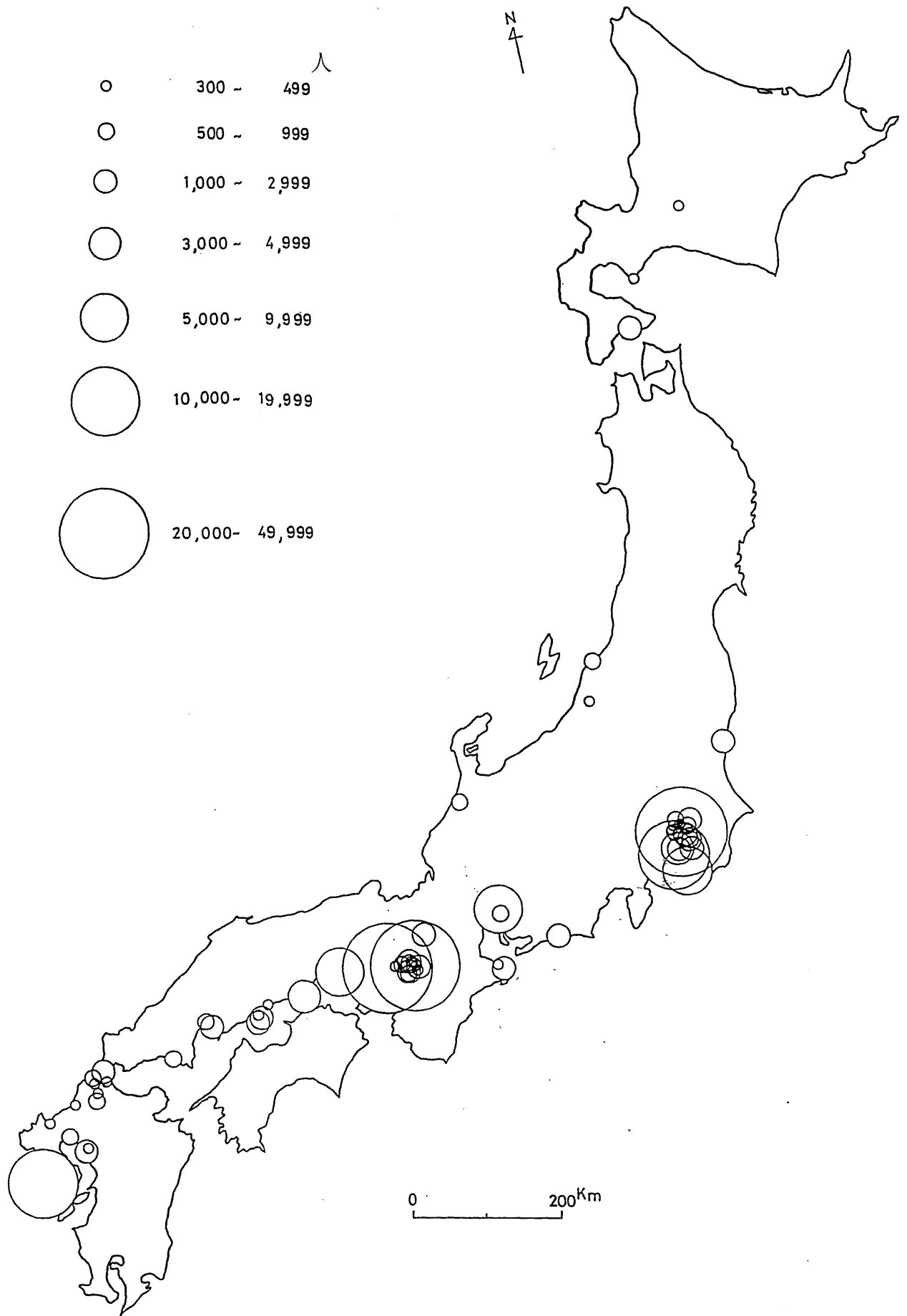


第2-B図 日本の主要製糸業地域（1920年、大正9年）





第3-A図 日本の主要機械器具製造業地域（1892年、明治35年）

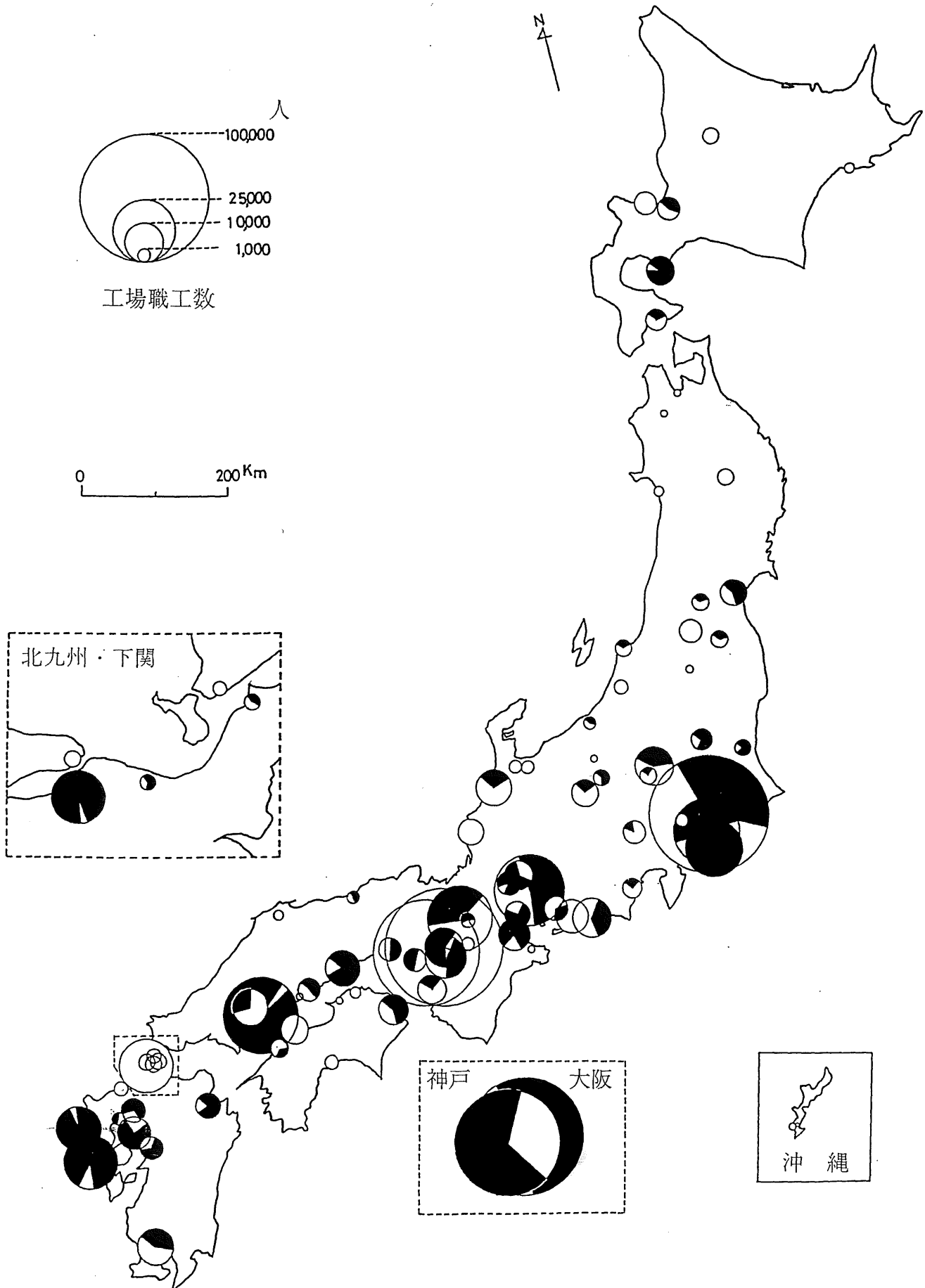


第3-B図 日本の主要機械器具製造業地域 (1920年、大正9年)

して、たいいていの場合、被調査者の従事している職業に関する調査項目が用意されているからである。周知のごとく、日本で最初の『国勢調査』は、大正9年10月1日現在のものである。

それゆえに、明治35年を最初として編集された『工場通覧』の中では、大正9年現在の実態を記録している『工場通覧』にして、初めて『国勢調査』との接合をはかれる可能性があるといえる。しかも、その後の『工場通覧』の刊行状況ならびに記載方式の変更（具体的には、職工の実数についての無記載）によって、こうした試みが可能なのは、事実上、この年次が最初にして最後である。二つの統計資料を用いて作業をするにあたっては、もちろん、10ヶ月という調査日のズレにとまなう問題を解決しなければならず、言葉の最も厳密な意味での対比は不可能である。しかしながら、限りなく現実に近いところを目指すのであれば、工業統計資料である『工場通覧』と、異種の人口統計資料である『国勢調査』を使って、工業生産に占める「工場」生産の比重とか、大規模産施設への工場労働力の集中の度合い等についての検討を行うことは可能である。ここでは、各府県における行政的な中心地にして経済的な結節点であることの多い、しかも、日本の近代化の特質の重要な側面を代表している都市部に限定して、上に掲げた分析を試みてみたい。

最初に、『工場通覧』を資料として、日本全国の8の都市について、個別工場の集計を全工業部門にわたって行い、工場職工数を算出する。この場合、国勢調査日にいたる間に合併等の理由で行政区域に変更があった場合には、その範囲に含まれる工場を各都市の工場職工数に加算する。ところで、かつて指摘したように、『工場通覧』には抜け落ちていた大規模工場があるので、旧稿と同様にこれを補うとともに、旧稿においては八幡の官営製鉄所ならびに横須賀・呉・佐世保の軍工廠に限定していた官営工場分の加算を、ここでは官営工場については、協調会編の『大正十一年七月 全国主要工場鉱山名簿』（大正11年8月刊）に収録されている数字（大正9年末もしくは10年末の職工数か）を共通の資料として用いて、『工場通覧』の民間工場分に加算するという方法を採用する。本資料には官営工場の調査日についての記載を欠くため、この点でなお統計資料として適切ではないが、各省庁の年報（葛西大和、1979）においてもこれに代わる統計を見いだすことができないので、さしあたり、この資料でもって代用することも次善の選択として許されるであろう。これによって旧稿においてはひとまず考慮の外に置いた鉄道省管轄の20工場や大蔵省専売局管轄の62工場に加え、陸軍省・内務省・内閣所管の工場も検討の対象に含めたことになる。もちろん、大蔵省造幣局工場、軍工廠以外の海軍省管轄工場も検討の対象となる。第4図は、このような方法で算出した、全国の都市別の工場職工数の大きさを示したものである。なお、本図には、500人以上の職工数を擁する大規模工場が、工場職工数全体に対して占める比率をあわせて表示してある。これによって、巨大都市と外国貿易港をもつ大都市と軍施設のある都市での、際だった「工場」生産の進展、これとは対照的に、少数の例外はあるも

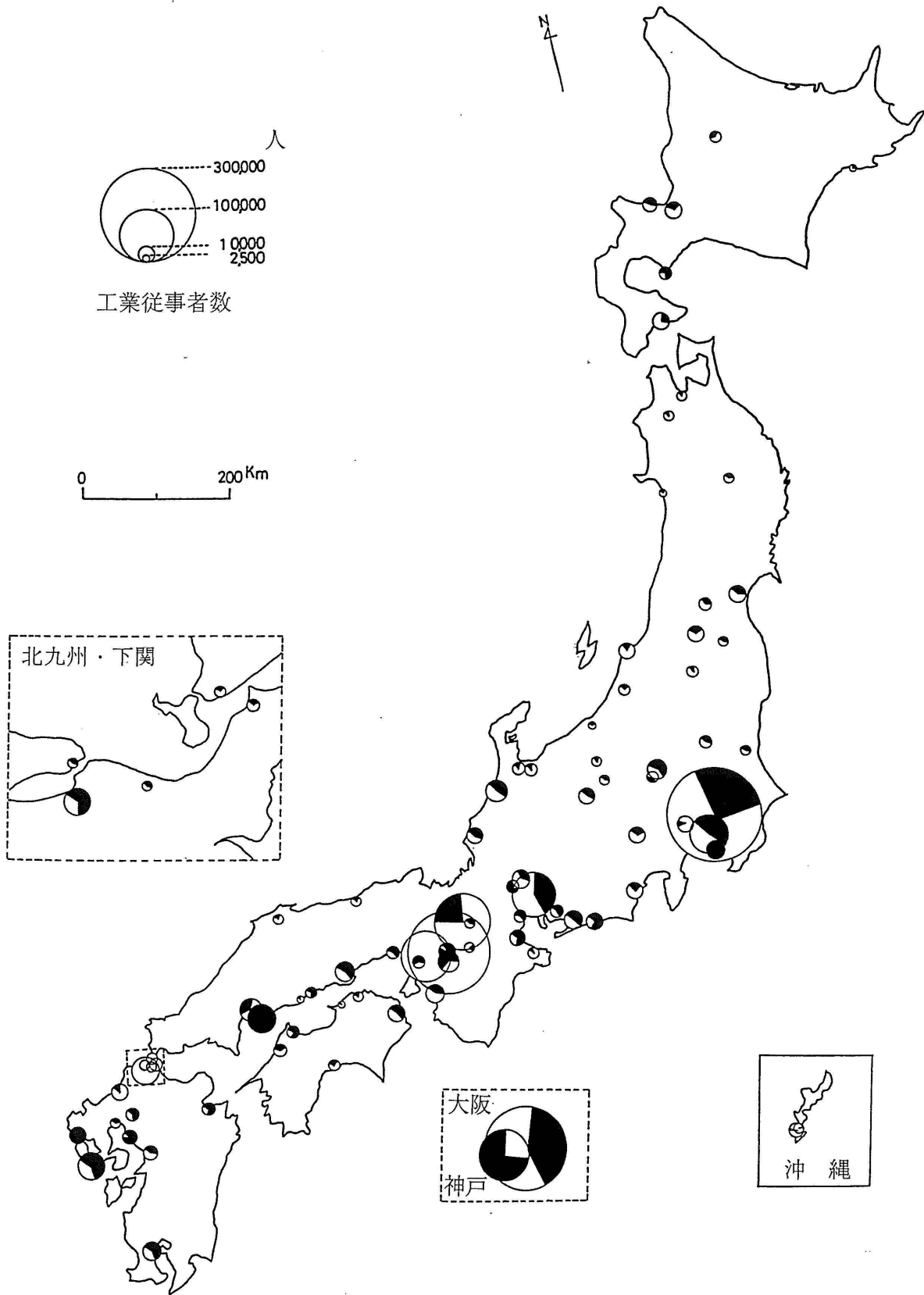


第4図 日本の都市の「工場」職工数と大規模工場のウエイト（1920年、大正9年）

の、北海道や東北地方あるいは、総じて、東日本の都市における工場制生産の未展開ないしは遅れが明らかとなる。

ところで、『工場通覧』は、職工数が10人以上の生産施設を「工場」として記載した資料であり、10人未満の生産施設については収録の対象外となっている。そのために、10人未満の小規模な工場あるいはごく零細な規模の作業場ないしは伝統的な都市職人の仕事場といった工業生産施設は、ここでは捕捉されていない。工業における近代化とは、一定の規模をもった作業場における工場生産の開始と、原動機を備えた本格的な工場での生産を基礎とする工場制生産の進展と確立を意味し、そして、日本においてはすでに工場制生産が確立しているのであるが、なお、伝統的な生産方法によって生産される部分は少なくなく、10人未満の工場で生産に従事している人も含めて、その数は、かなりの大きさに達していたはずである。幸いに、『国勢調査』では、『工場通覧』に収録されている民間の工場で働いているか、それとも、そこでは把握の対象外に置かれている官営の工場で働いているかを問わず、また『工場通覧』には記載されていない職工10人未満の生産施設で働いているかを問わず、工業製品の生産に携わっている人であればすべて、これを調査対象としているので、『国勢調査』と『工場通覧』を統合した分析を実施することによって、日本の工業生産における「工場」生産の比重を、したがってまた、「工場」以外の生産施設での生産の比重を解明することが可能となる。

ここでは、さきに各都市について集計したところの官民の工場職工数の合計を、「工場」形態での生産によるものとみなし、これを「工場」生産の比重を計算する基礎とする。周知のごとく、工場概念規定は単に職工の数によってないうるものではなく、10人未満の生産施設にして原動機を使用している工場もあり、また10人以上にして原動機を装備しない工場もあるので、10人という数を一定規模の基準とするのは、あくまで便宜的な方法にすぎない。にもかかわらず、職工10人以上を「工場」の基準に採用するのは、この規模を境として動力化の度合いが大きく異なるからであり、また工業生産においてこの部分が、圧倒的な割合を占めているからにはほかならない。日本の都市の工業生産における「工場」生産の厳密な程度ではなく、近似的な割合を知ること、これが追求すべき目標である。大正9年の『国勢調査』の人口統計資料から、都市ごとに工業に従事している数を算出し、それを「工業従事者」としよう。また、工業従事者が各都市の就業者に対して占める割合を「工業人口比」としよう。これらの数を計算するためには、生産的労働の一つとして、「工業」の一部門に分類されている「土木建築業」を控除する作業が必要なのである。こうして算出した各都市の「工業従事者」を分母として、同じく各都市の「工場」職工数を分子にして計算した値を、「工場」形態をとる工業生産施設に所属している労働力の割合、すなわち「工場労働者比」とする。一般に、近代化の過程における地域間の工業の発展水準は一様ではなく、しかも、近代においては、工業生産の地域的集積や集中をとまなうので、地域相互間の、ここでは都市相互間の「工業人口比」の



第5図 日本の都市の「工業従事者」数と「工場労働者比」(1920年、大正9年)

開きの幅以上に「工場労働者比」の開きの幅が大きくなる傾向がある。「工場労働者比」は、その意味において、「工場」生産の進展の度合いをはかる重要な指標となりうる。

第5図は、各都市についてこの指標を示したものである。ここには、かなり明瞭な地域差が認められる。「工場」生産の進展している都市群は、その大部分が、巨大都市東京から九州北部にいたる地帯に位置している。東日本に位置している都市群は、総じて「工場」生産のウエイトはそれほど高くないが、官営工場の存在する都市の「工場」生産の割合は比較的大きい。

#### 4. 今後の課題

以上、本稿においては、統計調査の指針となる法令と調査結果を収録している官庁統計の両側面から、日本の近代における工業統計調査の沿革について検討を行った。近代の工業は、「工場」による生産をその特徴とすることから、とくに、工場調査の変遷に焦点をあてながら、その歴史を辿った。これに加えて、本稿では、全国の個別工場に関する一覧である『工場通覧』を単独に利用する場合の、あるいはこの工業統計資料をこれと関連する異種の統計資料と統合して利用する場合の、試行的な事例を示した。以下においては、ここでのささやかな試みや工業統計資料をめぐる現在の客観的状況を踏まえながら、今後検討すべきいくつかの課題を指摘して、まとめに代えたい。

第一の課題は、市町村を単位とする「工場」データの時系列表を作成することである。これまでの検討によって、『工場通覧』は、市町村単位で「工場」職工数を集計できる資料として、また「工場」の動力化の進展状況を把握できる資料としても、利用価値が高いことが判明している。年次の異なった『工場通覧』を対比することによって、あるいは明治10年代末の『府県統計書』に収録されている個別工場一覧まで遡って対比することによって、日本の近代における工場制生産の空間的進展状況が、時系列的に復元できる。ところで、近代を通じて最も工場数が多い製糸業に関しては、明治35年の『工場通覧』の編集刊行に先行する統計資料が存在しており、しかもその統計は、記載様式の変更と未編集によって、『工場通覧』ではもはやその詳細を把握できない大正10年以降についても「製糸場」の実態を把握しているため、別系統の工業資料として用いることができる。

第二の課題は、試行的に実施した大正9年の『国勢調査』との統合をさらに拡張することである。本稿では検討の外においた郡部には、市部を上回る膨大な工場群が存在する。これらの工場において働く職工数は、『工場通覧』を資料とする第一の作業によって郡毎に集計できるから、この合計数を、『国勢調査』を資料として算出した各郡の「工業従事者」で割り算すれば、「工場労働者比」が求まる。すでに産業革命を達成後、しばらく時間を経過しているとはいえ、こ

の作業が完成すれば、「工場」による工業生産の度合いが、初めて、日本全体にわたって市郡レベルで復元されることになる。

第三の課題は、個別工場に関する基礎資料である『工場通覧』と『府県統計書』の刊行状況もしくは記載様式の変更によって、個別工場ごとの数量的分析が困難となっている昭和戦前期について、新たな工業統計資料を発掘し、それらの資料を活用できる研究方法を開発することである。周知のごとく、大正10年11月『工場通覧』につづく『工場通覧』は、昭和6年(内容は4年)に再刊となったものである。復刊になった『工場通覧』は、その後昭和16年まで継続して編集刊行されている。これらの資料は、昭和4～14年の「工場」に関する基本資料の一つであることは間違いないが、そこには、すでに職工の実数が記載されていないだけでなく、「工場」のおおよその規模すら明示されていない。後者に関しては、符号をもってその規模を略記している昭和7年の『工場通覧』が唯一の例外である。このような理由から、昭和期に関しては、工場の分布は確定できても、市町村単位の職工数を復元することはできない。近代以降における「工場」の存在状況を昭和期まで継続して明らかにすることは、戦後期の工業研究を深めるためにも不可欠であり、この点からも『工場通覧』と併用できる資料にして、それにとって代われる資料を発掘し、さらに、そうした資料を活用できる研究方法を考える必要がある。

第四の課題は、市町村もしくは市郡単位の工業データを工業以外の統計と統合する範囲を拡張することである。本稿においては、『国勢調査』の人口統計と統合して、職工10人以上の工場が域内の工業生産において占めている比重を明らかにするための指標として「工場労働者比」を考え出し、これを市郡を単位として適用する方法を提示した。人口統計については、明治31年を最初とし大正7年まで5年毎に実施された『日本帝国人口静態統計』が別に存在し、この統計と工業統計との接続をはかることが可能である。ただし、この統計は市町村別の本籍人口と現住人口に関する統計であるから、工業統計との統合は限定されたものとなる。現住人口や本籍人口の増減傾向を域内における「工場」生産の進展と関係させて利用する方法が、ここでは考えられる。ところで、人口統計以外の統計資料との接続は、全国的なスケールで、市郡もしくは市町村を単位として行われている統計調査が実際に存在するにもかかわらず、調査内容の無関連性とか工業統計との調査時期の不一致とか資料の不揃いなどの理由から、一般的には、極めて困難な状況にある。少しでも統合の可能性があるとすれば、それは、『府県統計書』に収録されている市郡別の資料を利用した場合であろう。たとえば、桑葉の収穫・繭の産額・生糸の生産額と「工場」生産を結合した農業と工業との接点にある局面、あるいは域外への商品の移出と域内への商品の移入を、「工場」の集積や域内の工業生産額と関係させる商品流通に関連した局面が考えられる。しかしながら、このような分野への工業統計資料の拡張のためには、『勸業年報』を含め、『府県統計書』を全面的に活用できるという条件が前提となる。



## (引用文献)

- 古島敏雄「諸産業発展の地域性—明治初年における—」、地方史研究協議会編『日本産業史大系 1 総論篇』、東京大学出版会、1961年、273—347ページ。
- 古島敏雄「『明治七年府県物産表』にあらわれた経済構造の特質」、古島敏雄『資本制生産の発展と地主制』所収、御茶の水書房、1963年、3—144ページ。
- 古島敏雄『産業史III』（体系日本史叢書12）、山川出版社、1966年、512ページ。  
とくに、70—141、354—484ページ。
- 後藤 靖「『工場通覧』解題」、復刻版『工場通覧 I』所収、柏書房、1986年、2—10ページ。
- 葛西大和「大正中期における本邦都市の工場所在状況と工場労働者構成」、『岡山大学地理学研究報告』第3巻第2号、1978年a、1—31ページ。
- 葛西大和「大正中期における府県別工業構成と工場労働者構成」、『岡山大学地理学研究報告』第4巻第1号、1978年b、19—49ページ。
- 葛西大和「『帝国統計年鑑』と『農商務統計表』における諸官庁直轄工場＝官営工場の把握について」、『岡山大学地理学研究報告』第4巻第2号、1979年、33—62ページ。
- 協調会編『大正十一年七月 全国主要工場鉱山名簿』、協調会、1922年、191—196ページ。
- 内閣官報局『法令全書』各年度分。
- 中島 茂「大正中期における大阪府の工業構成—『大正十年十一月工場通覧』の分析—」、『岡山大学地理学研究報告』第3巻第1号、1977年、81—97ページ。
- 日本統計研究所編「生産統計の発達」、日本統計研究所編『日本統計発達史』所収、東京大学出版会、1960年、43—71、94—120ページ。
- 農商務省工務局編『工場通覧』（明治42年、大正9年）
- 農林大臣官房課『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』、東京統計協会、1932年、880ページ。
- 大塚昌利「20世紀初頭における東京市の工場分布—1909年の工場メッシュマップ—」、『立正大学文学部研究紀要』第9号、1992年、15—54ページ。
- 塩澤君夫他編『日本資本主義構造統計』、岩波書店、1973年、1—29ページ。
- 山口和雄「『明治七年府県物産表』の分析」、明治十年代の「工場」生産」、山口和雄『明治前期経済の分析』所収、東京大学出版会、1956年（増補版1963年）、1—36、87—112（増補版105—141）ページ。

## 「付記」

本稿の作成にあたっては、平成 2～4 年度文部省科学研究費（重点領域研究「近代化による環境変化の地理情報システム」（代表 西川 治）、A04班「環境変化における人間活動の役割」（研究代表者 田村俊和））の一部をあわせて使用した。